

認証評価の概要

1. 認証評価とは

認証評価とは、国公立の全ての大学、短期大学、高等専門学校が、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価を受ける制度である。

その目的は、各大学等における教育研究活動等の質を保証し、質の改善・向上に資するために、認証評価機関が定める大学評価基準に基づく定期的な評価を受け、その結果を社会に向けて明らかにすることをねらいとしている。

認証評価には、以下に示す2種類があり、2002年の学校教育法改正により、2004年度以降、すべての大学は7年以内ごとに、専門職大学院は5年以内ごとに、認証評価機関による評価を受けることが義務づけられている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 大学の教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別認証評価）② 専門職大学院の教育課程、教育組織その他教育研究活動の状況についての評価（専門分野別認証評価） |
|--|

この認証評価制度は、2011年度からは第2サイクルに入っている。

<参考> 認証評価の法的根拠：学校教育法第109条

- ・ 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育及び研究、組織及び運営ならびに施設及び設備（以下「教育研究など」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- ・ 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究などの総合的な状況について、7年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。
- ・ 専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに、認証評価を受けるものとする。
- ・ 認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（認証評価機関が定める基準）に従って行うものとする。

2. 認証評価の特徴

- ① **教育評価が中心**：大学における教育活動の重要性を鑑みる
- ② **各大学の目的や目標を踏まえた評価**：各大学の個性を伸ばす
- ③ **自己点検・評価に基づく評価**：各大学の教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的取組を支援・促進する

- ④ 大学の教職員等の有識者によるピア・レビューを中心とした評価：大学の状況を適切に評価する

3. 大学機関別認証評価を行う認証評価機関及び各機関の評価基準

大学評価基準（認証評価機関が定める基準）は、認証評価機関が行う大学評価の基準になるとともに、大学がその教育研究等の水準の維持・向上を図るための指針となるものである。各認証評価機関における機関別認証評価の概要は、表1のとおりである。

表1 各認証評価機関が定める大学評価基準

大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
基準1 大学の目的	1 理念・目的	基準1 使命・目的等
基準2 教育研究組織	2 教育研究組織	基準2 学修と教授
基準3 教員及び教育支援者	3 教員・教員組織	基準3 経営・管理と
基準4 学生の受入	4 教育内容・方法・	財務
基準5 教育内容及び方法	成果	基準4 自己点検・評価
基準6 学習成果	5 学生の受け入れ	
基準7 施設・設備及び学生支援	6 学生支援	(注) 大学はこれに自らの
基準8 教育の内部質保証システム	7 教育研究等環境	使命・目的に即した
基準9 財務基盤及び管理運営	8 社会連携・社会貢献	自己点検・評価項目を
基準10 教育情報等の公表	9 管理運営・財務	加えることができる。
	10 内部質保証	

評価にあたって、以下の2点が重視される。

- ① 学校教育法や大学設置基準等の法令要件が遵守されているか。
- ② 理念・目的、教育目標を達成するために大学がどのような努力をしているか、それがどの程度達成されているか。（しばしば「達成度評価」と呼ばれる。）

なお、大学評価・学位授与機構では、平成24年度より「大学機関別選択評価」として、以下の選択評価事項について認証評価とは別に同機構が独自に行う第三者評価として実施している。

選択的評価事項 A： 研究活動の状況

選択的評価事項 B： 地域貢献活動の状況

選択的評価事項 C： 教育の国際化の状況

4 大学機関別認証評価のスケジュール

各認証評価機関における機関別認証評価のスケジュール概要は、表2のとおりである。

表2 各認証評価機関における機関別認証評価スケジュール

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
受 審 前 年 度	5～6月 大学機関別認証評価等に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会	4月 大学評価実務説明会	
	9月末 申請	1月中旬 申請及び「点検・評価報告書」 「大学基礎データ」の草案等の 事前提出	7月 申請
			9月 自己評価担当者等への研修
受 審 年 度	6月末 「自己評価書」提出	4月1日まで 「点検・評価報告書」「大学 基礎データ」等の提出	6月 「自己点検評価書」等提出
	10～12月 訪問調査	9～10月 実地調査	9～12月 実地調査
	1月末 評価結果（案）の通知 （必要な場合は意見申立）	12月下旬 大学評価結果（委員会案）の 通知 （必要な場合は意見申立）	1月下旬まで 調査報告書案の通知 （必要な場合は意見申立） 2月中旬 評価報告書案の通知 （必要な場合は意見申立）
	3月下旬 評価結果の確定及び公表	3月 「大学評価結果」の確定及び 公表 （「期限付適合」「不適合」で 必要な場合は異議申立）	3月末 評価結果の確定及び公表
備 考	○「大学評価基準を満たしていない」場合 評価実施年度の翌々年度まで 追評価（任意）	○「不適合」の場合 翌年度あるいは翌々年度 追評価（任意） ○「期限付適合」の場合 大学評価申請年度から3年 後まで 再評価	○「保留」の場合 翌年度 再評価
		大学評価結果受領から3年 後まで 「改善報告書」提出	「適合」の認定を受けた翌年 度から3年以内 「改善報告書」提出